

1 農地転用の許可申請

申請の方法は、①転用しようとする人がその農地の所有者である場合と、②農地を買って（又は借りるなどして）事業者が転用する場合とで異なります。①の場合は、農地法第4条に基づく許可申請、②の場合は農地法第5条に基づく許可申請となります。

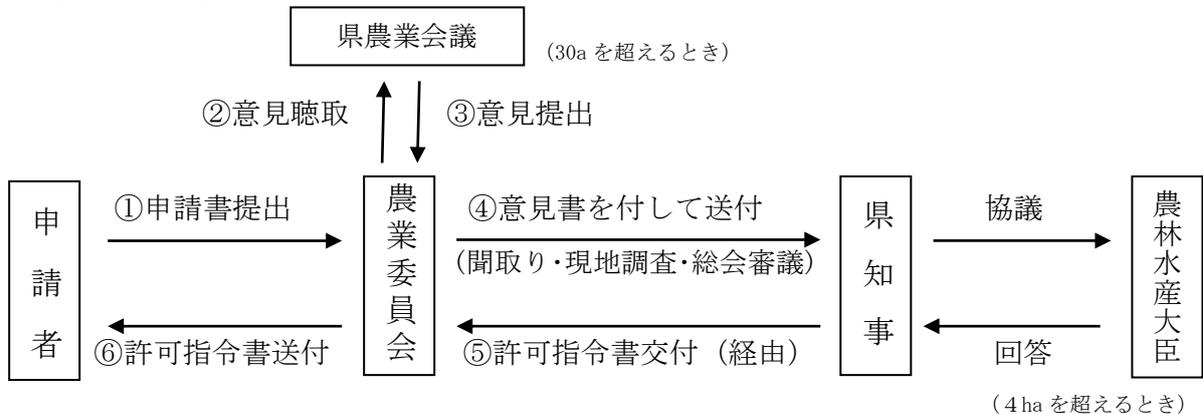
その内容は次のとおりです。

○農地法第4条と農地法第5条の内容

農地法	内 容	許可申請者	許可権者
第4条	自分が所有する農地を転用する場合	農地所有者	・ 県知事 転用する農地面積が4haを超える場合には農林水産大臣との協議
第5条	事業者が農地を買って(又は借りるなど)転用する場合	農地所有者と事業者の連名	

- 1) 農地法第4条許可申請の場合、申請書は3部、添付書類は正副2部の提出。
- 2) 農地法第5条許可申請の場合、申請書は4部、添付書類は正副2部の提出。
- 3) 申請から許可までは、おおよそ3ヶ月ほど要します。

2 手続きの流れ



【注意】

※ 周辺農地の状況等により転用許可にならない場合もありますので、事前に農業委員会へご相談ください。

また、転用しようとする農地が農振農用地区域内の場合は許可できません。農振農用地区域から除外が可能かどうか農林課で確認してください。

※ 農地法第5条による買受適格証明願の場合は証明願3部と、添付書類は5条申請の場合と同様です。